

所得証明書の交付請求ほか9種 電子申請のサービス追加

8月1日から



自宅のパソコンから楽々手続き

本市では、昨年十月三日から、インターネットで自宅や職場からいつでも利用できる、行政手続きの電子申請サービスを行っています。

水道「開始届」など六つの手続きに加え、八月一日(火)から次の十の電子申請サービスがスタート。ますます便利になります。アドレスは、<http://www.e-gumma.jp/>です。

① 所得証明書交付請求(予約) ② 市町村民税課税証明書交付請求(予約) ③ 法人所在証明書交付請求(予約) ④ 納税証明書交付請求(予約・個人用) ⑤ 同(予約・法人用) ⑥ 償却資産申告 ⑦ 特別徴収に係る給与所得者新規申出 ⑧ 特別徴収義務者の所在地・名称変更申出 ⑨ 犬の登録事項変更届 ⑩ 犬の登録抹消(死亡等)届。

○：問い合わせは情報政策課 890-5883へ。

離婚や夫と死別した母など 児童扶養手当の手続きを

次に該当する人で、まだ児童扶養手当を受けていない人は、児童家庭課へ相談してください。

対象 満十八歳の3月31日まで(障害のある人は満二十歳未満)で、次の①～⑦のいずれかの状況にある児童を養育している母または親族など。

① 父母が婚姻(内縁関係を含む)を解消した ② 父が死亡し

た③ 父が重度の障害(国民年金の障害等級一級程度) ④ 父の生死が明らかでない ⑤ 父から一年以上遺棄されている ⑥ 父が法令によって引き続き一年以上拘禁されている ⑦ 母が婚姻によらないで妊娠した

□ 受けられない人

① 母や養育者などが老齢福祉年金を除く公的年金を受給している ② 所得が基準額を超

える ③ 児童が児童福祉施設へ入所している。

なお、偽りや不正な手段によって手当を受けたときは、法令で罰せられることがあります。

□ 児童扶養手当を受給中(支給停止者を含む)の人

該当者には八月に現況届の通知をします。期間内に通知に記載された場所へ提出してください。

○：問い合わせは児童家庭課 890-6277へ。



第1回総合防災訓練が行われました 震災に備え本番さながらに



自全防災会と消防団など協力して

第1回総合防災訓練が7月2日に桃ノ木川竹橋下流で行われました。昨年までは水防訓練として開催していたもので、今年から地震などを含めた災害に備え地元自主防災会も参加。防災ヘリなども出動し、本番さながらの訓練が行われました。この様子をカメラルポでお知らせします。

医師などによる負傷者の救護



防災ヘリ「はるな」の出動も



非常用袋を背負い避難誘導を



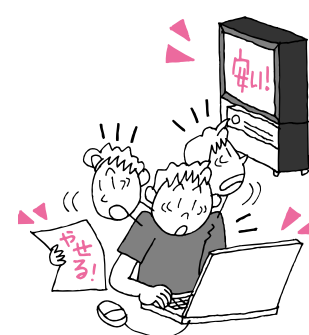
おぼれた人の救出をボートで



力を合わせて土のう作り



重機を使い水をせき止め



〈事例1〉「有名メーカーのミシンを九千八百円で特別セール」という折り込み広告を見て業者に連絡したら、注文品を届けに営業社員が自宅にきました。「このミシンは使い勝手が悪くすぐ壊れる」と言われ、強引に三十万円のミシンを購入させられました。

〈回答〉おとり広告です。業者は当初から高額なミシンを販売する目的で広告を出したのです。事例は訪問販売に該当しますので、契約書受領日から八日間はクーリングオフが可能です。

はんらんする広告にご注意 信用できるか確認しましょう

ました。写真のモニターの女性は美しく変身しています。が、信用できませんか。

〈回答〉誇大広告の可能性が高く、効果は期待できません。消費者が飛び付きたくならないような表現で、実際より著しく良い物だと誇張、消費者を誤認させる不当な表示です。

現在、テレビ・インターネット・雑誌など至る所に広告がはんらんしています。健康食品やヤミ金融など内容はさまざま。広告をうのみにして安易に契約すると、後悔することになります。優位性ばかり強調している広告は要注意です。どこかに矛盾がないか、本当に必要な商品なのかよく考えましょう。疑問点が解消しなければ契約しない勇气が必要です。

○：問い合わせは消費生活センター 230-11755へ。

消費者の
豆知識